五箇小学校いじめ防止基本方針

常総市立五箇小学校

1 基本理念等について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

- ア いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- イ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ウ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策について

(1) 組織

いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策会議」を設置する。

ア 会議は、次の者で構成する

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者

上記構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

- イ 会議は次のことを所掌する
 - (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - (イ) いじめの未然防止や早期発見に関すること
 - (ウ) いじめ問題の確認とその対応に関すること
 - (I) いじめ問題の具体的対応策を検討すること
 - (オ) いじめの相談窓口として相談を受けること
 - (カ) いじめ防止のための職員研修の企画・立案に関すること
 - (‡) 児童のいじめ撲滅のための活動への支援に関すること
 - (ク) いじめを生まない・許さない環境作りのための人権・道徳教育の充実に関すること
- ウ 会議は月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合にはその都度臨時会として招集する。

(2) いじめの未然防止

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止につながると考えられることから、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の 充実を図る。

- ア 人権教育・道徳教育の充実 「自分も大事、他の人も大事」 一人一人のよさや違いを認め合える学習、「いじめ」の本質や構造の理解
- イ 互いのよさを認め合い、自分のよさを発揮できる集団づくり 話合い活動や特別活動の充実、居場所づくり、絆づくり
- ウ 分かる授業の展開 「すべての児童が参加・活躍できる授業」 基礎的・基本的事項の徹底習得、考えや意見を発表し合える場面設定
- エ 社会体験、自然体験、交流体験の充実 豊かな体験活動、異学年交流の場の設定、幼保小・小小・小中連携の交流活動
- オ 児童中心の活動の充実 学校行事の主体的な運営→自己決定の場面設定、自己有用感の向上
- カ ロング昼休みを活用した異学年交流遊びの実施
- キ 情報モラルに関する研修の実施(児童向け、教職員・保護者向け)

(3) いじめの早期発見

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるという共通認識の下、職員が児童を注意深く観察することで児童の心の変化を敏感に察知し、いじめを受けている・いじめを行っているという兆候を見逃さないようにする。また、些細な兆候であっても、早い段階から児童に個別に声かけを行ったり相談を行ったりすることにより、的確に状況を把握する。

- ア 日々の観察(健康観察、表情や顔色、友人との関り等)
- イ 電話や連絡帳等を活用した情報収集と信頼関係づくり
- ウ 欠席時の家庭連絡(電話連絡、家庭訪問等)
- エ 学校生活アンケート調査(毎月実施)
- 才 定期的教育相談(学期1回実施)
- カ 職員集会等における情報交換
- キ 養護教諭との連携と情報の共有(保健室の利用状況等)
- ク 二者面談、保護者会、学校行事等での情報交換や教育相談
- ケ スクールカウンセラー等による相談の利用、電話相談窓口等についての周知

(4) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ 防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織 的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職 員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、 状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと 寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り 返さないよう支援する。 また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、 削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措 置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

3 重大事態への対処について

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【生命・心身・財産 重大事態】
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める とき(相当の期間とは30日程度)【不登校重大事態】

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、 「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会を経て県教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係、被害児童のニーズを速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した 児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、加害児童が内面に抱える背景や心情等にしっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会、県西教育事務所、県教育委員会に報告するととも に、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適 時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

4 いじめ防止等のための基本的な方針の見直しについて

いじめ防止に対する実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策会議の組織・運営等については随時見直しを図る。